

平成23年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費 子育て支援総室[子育て応援室] (内線：7573) →事業実施：子育て応援課

1目 児童福祉総務費 (単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
放課後児童クラブ 設置促進事業	360,224	19,542	379,766	6,098			13,444	
トータルコスト	363,419	19,542	382,961	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.4人	0.0人	0.4人					
工程表の政策目標(指標)	子育て中の誰もが、保育所、幼稚園、地域子育て支援センター、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター等の子育て支援拠点の支援を受け安心して子育てができる。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

放課後児童クラブにおいて障がい児加配に対する担当職員を配置する際、現行の国及び県の補助制度では、障がい児の数ならびに担当職員配置人数に関らず定額補助(1名分相当)となっており、実態に合ったものとなっていないため、障がい児の程度、人数に応じた適正な職員配置ができるよう市町村に対して助成を行う。

また、国庫補助制度の変更に伴い、基本運営費、長時間開設加算等の補助単価を変更する。

2 主な事業内容

○障がい児加配職員配置助成 7,182千円

単県補助対象クラブ【単県補助制度の拡充】	国庫補助対象クラブ【単県上乘せ制度の創設】
<内容> 受入れ障がい児の障がいの程度、人数に応じて必要な職員を複数配置する市町村に対して補助	左に同じ
<受入れ障がい児と担当職員の配置割合> ◇ 重度障がい児 1:1 ◇ 重度以外障がい児 2:1	左に同じ ただし、補助対象左記配置割合により配置される実人数から1名分相当を引いた人数とする。
<基準額> 1,520千円×事業月数/12月×配置人数 ※国基準単価準拠	<基準額> 1,520千円×事業月数/12月×(配置人数-1)
<負担割合> 県1/2、市町村1/2	左に同じ

※ 障がい認定の方法(保育所における加配認定に同じ)

- ・ 重度障がい児 : 特別児童扶養手当1級支給対象と児童相談所の判定を受けた児童
- ・ 重度以外障がい児 : 上記以外で、公的機関による証明がない場合でも、市町村が公的機関の意見等により特別な支援を必要とすると判断した児童

○国庫補助単価アップに伴う補助金の増額 12,360千円 (単位：千円)

補助区分	負担割合	当初予算額	所要額	6月補正額
国庫補助事業(130クラブ)	国1/3、県1/3、市町村1/3	307,243	319,440	12,197
単県補助事業(9クラブ)	県1/2、市町村1/2	36,998	37,161	163

3 これまでの取組状況、改善点

昼間保護者がいない家庭の児童を預かる放課後児童クラブの運営費等について、国庫補助対象とならないクラブについて単県での助成を行い、円滑なクラブ運営が行われるよう支援してきているところであるが、障がい児の受入れにおいて拡充支援を行い、より地域の実情に応じた受入れ体制の整備を支援する。